

八王子駅南口集いの拠点整備・運営事業  
第2回競争的対話の記録

実施日 令和4年9月16日(金)及び9月20日(月)  
実施場所 八王子市役所

No.	資料名	ページ	項目番号	項目名	議題	市からの回答
1	募集要項	11	II.1.(7)⑤イ	市が実施する業務	市が実施する開館準備業務の中に、端末の配置等」とありますが、貴市で配置される図書館システムの機器構成をお示してください。	図書館システムの機器構成については、以下を想定しています。 開架エリア：業務用パソコン2台、レシートプリンタ2台 バックヤードエリア：業務用パソコン2台、レシートプリンタ2台、カラープリンター1台 郷土ラボ・レファレンス室：業務用パソコン1台、レシートプリンタ1台 その他システム利用に必要な機器（ルータ、バーコードリーダー等）
2	募集要項	13	II.1.(7)⑥イ(エ)	P F I 事業者の収入	「屋外でのプロムナード等における行為許可を受けた物販や飲食販売での事業収入」には、何が該当すると想定しているかご教示ください。 事業者が自ら事業を実施する場合の収入は(ク)に該当し、第三者が屋外（大屋根広場を除く）で行為許可を受けて物販や飲食販売を行う場合の使用料は市に帰属すると認識しています。また、使用料の徴収に係る収納事務委託料がサービス対価外の場合、(エ)に含まれる収入項目が不明です。	募集要項 II.1. (7) ⑥イに記載している (エ) については、業務要求水準書VII.VII-2.4. (2) 集客業務に対応しており、必須事業として行う場合を想定しています。PFI事業者が誘致し、第三者が屋外（大屋根広場）で行為許可を受けて物販等行う場合、市に帰属する使用料のほかに、出店者からPFI事業者に対し出店料に相当する対価が発生することを想定しています。出店料に相当する対価はPFI事業者の収入となり、額は市とPFI事業者が協議の上、定めることとします。 任意事業において自らが実施をする場合の収入は、（ク）に該当するという御認識のとおりです。 なお、使用料の徴収に係る収納事務委託料はサービス対価に含まれています。
3	募集要項	13	II.1.(7)⑥イ(オ)	P F I 事業者の収入	ミュージアムショップ、飲食施設の事業収入について、市に支払う使用料を考慮して賃料を設定しますが、採算性が必ずしも良くないため、本事業の目的に合致しているという位置づけから、使用料を不要としていただきたいと考えます。	現在、減額・免除については事業者からの提案を踏まえ別途協議の上定めたいと考えています。

No.	資料名	ページ	項目番号	項目名	議題	市からの回答
4	資料Ⅰ事業 契約書 (案)	30	第76条	使用料等	「本施設の使用料及び物品売払代金の取扱いについて、別途収納事務委託を締結する」とありますが、本契約に基づく委託料はサービス対価に含まれず、別途事業者を支払われるとの認識でよいでしょうか。	<p>収納事務委託契約を締結するものについては、①使用料及び②物品売払代金を想定しています。</p> <p>①使用料における収納事務については、サービス対価に含まれています。</p> <p>②物品売払代金についてはサービス対価に含まれていませんので、手数料として、別途PFI事業者を支払うことを想定しています。</p> <p>あわせて、募集要項等に関する質問に対する回答No.110もご参照下さい。</p>
5	資料Ⅰ事業 契約書 (案) 別紙5	64	2.(5)	郷土資料館 に関する保 険対象	<p>「八王子市郷土資料館が所有・使用又は管理する建物、その他施設の構造上の欠陥や維持・管理の不備及び資料館が行なう業務の遂行に起因して、～」とありますが、集いの拠点以外の管理建物も保険対象という理解でよいでしょうか。（一部の収蔵品は別の建物で管理しているかと思慮します。）</p> <p>また、別添資料69、70、71より、本資料館に収蔵されない資料もリストに含まれているかとお見受けしますが、本施設外の収蔵品についても保険対象という理解で間違いはないでしょうか。</p>	<p>「八王子市郷土資料館が所有・使用又は管理する建物、その他施設の構造上の欠陥や維持・管理の不備及び資料館が行なう業務」とは、「集いの拠点施設」を対象としています。この中には、歴史・郷土ミュージアムの他にみんなの公園等で行う業務も対象と考えています。</p> <p>その他、別添資料69、70、71の保険対象資料は、歴史・郷土ミュージアム以外にも収蔵しています。</p>
6	資料Ⅰ事業 契約書 (案) 別紙5	65	2.(6)	ボランティア 保険	<p>保険金額：死亡・後遺障害保険金額 10,500万円とありますが、試算したところかなりの高額な保険料になりますが、500万円の誤植ではないでしょうか。</p>	<p>事業契約書（案）に記載した死亡・後遺障害保険金額（令和3年度調べ）10,500万円は誤りであり、正しくは、10,500千円のため、資料Ⅰ事業契約書（案）別紙5を訂正します。</p> <p>参考情報として、令和4年度に加入した保険は、社会福祉法人 東京都社会福祉協議会のボランティア保険の基本コースAプラン（死亡・後遺障害保険金額1,300万円）で、1名あたりの年間保険料は、350円です。</p> <p>※事業契約書（案）について、一部修正し、令和4年9月22日公表済</p>

No.	資料名	ページ	項目番号	項目名	議題	市からの回答
7	資料Ⅰ事業 契約書 (案) 別紙5	65	2.(6)	PFI事業者 が付保する 保険等	別紙5 PFI事業者が付保する保険等の中に、ボランティア保険が含まれています。都立公園ボランティアの場合、ボランティア保険料はボランティア自身が負担するのが一般的です。 なぜなら、ボランティアの人数の増加に伴い、事業者の負担が大きくなり、事業者のボランティア活動推進のモチベーションを妨げる要因となりうるからです。またボランティアの自己負担がない場合、一般的なボランティア保険は他所の活動でもカバーされるため、当拠点では活動しないがボランティア登録する人が増加する可能性が高いからです。 上記を踏まえ、保険料はボランティアの自己負担とし、毎年の加入手続きは事業者が取りまとめて行うことを提案したいと考えます。	現在、郷土資料館のガイドボランティアや公園アドプト制度等、市の他施設において、市が保険契約者となり補償していることから、本事業においてもボランティア自身が負担することは考えておりません。 また、要求水準書で求めているボランティア運営マニュアルにおいて、ボランティア登録の要件を設けることにより、登録数だけが増加することは防げると考えております。 なお、ボランティア運営マニュアルの作成については、市と協同で行います。 また、ボランティアの人数増加に伴う負担の対応については、維持管理協議会などで協議を行い、適切に対応したいと考えております。
8	資料Ⅱ業務 要求水準書	53	IV.6.(4)⑥	静止型電源 設備	「コンピューター等の停電時保障用に無停電電源装置を設ける。」と記載がありますが、停電保障の対象となるエリア及びコンピューターの台数について、要求水準として具体的な想定があればご教示ください。	主な対象エリアは事務室となります。コンピューターの台数については、直営と従業員用の台数分と思われますが、具体的な台数は未定です。その他は、サーバやハードディスク等が考えられ、ライブラリ、ミュージアム等でも運営に支障がないように該当する機器に無停電電源装置を設けて下さい。
9	資料Ⅱ業務 要求水準書	61	IV.7.(4)③	イベント広 場	イベント広場の面積はまとまった1か所として11,000㎡程度の規模を確保する必要があるのか、それとも分散したイベント広場の合計が11,000㎡程度の規模が確保されていればよろしいのでしょうか。	市は、まとまったスペースとしてイベント広場を想定していますが、要求水準書を満たすものであれば、分散する計画を妨げるものではありません。
10	資料Ⅱ業務 要求水準書	62	IV.7.(4)⑥	遊具エリア	近隣住宅への騒音配慮とありますが、具体的な音の大きさの設定がありましたらご教示ください。	東京都環境確保条例に定める環境基準を超えないよう騒音対策をお願いします。
11	資料Ⅱ業務 要求水準書	62	IV.7.(4)⑧	ランニン グ・ウォー キングコー ス	ランニング・ウォーキングコースは通常の園路と兼ねて幅員3m以上と考えてよろしいでしょうか？またランニング・ウォーキングコースと歩道状空地とを兼ねる場合も幅員3m以上とすればよろしいでしょうか。	要求水準書を充足する限りにおいて、ランニング・ウォーキングコースは通常の園路と兼ねて幅員3m以上と考えて良いですが、緊急車両やイベント車両の通行が予想される園路の有効幅員は原則として4m以上として下さい。 また、歩道状空地は歩行安全性の向上に寄与するものであるため、ランニング・ウォーキングコースと兼ねることができません。

No.	資料名	ページ	項目番号	項目名	議題	市からの回答
12	資料Ⅱ業務要求水準書	79	IV.8.(2)⑧	申請及び手続等	建築確認申請は、SPC が建築主という考え方で民間の確認審査機関に申請することを想定していますが、問題無いでしょうか。	御認識のとおりで問題ありません。
13	資料Ⅱ業務要求水準書	83	V.3.(1)	開館までの施設の維持管理業務	施設引渡から開館までの期間、市の職員が施設を使用する場合は、想定されている使用状況（使用場所、人数、期間、1日の使用時間等）をご教示ください。	施設に配置される市職員18名程度が、施設引き渡しから開館まで、工事を優先した上で毎日8時間程度使用することを想定しておりますが、詳細な内容については、今後の協議により決定したいと考えています。
14	資料Ⅱ業務要求水準書	87	V.4.(1)	開館までの施設の維持管理業務	みんなの公園は、施設引渡から開館までの期間は、一般の方の立ち入らないように市が対策すると考えてよろしいでしょうか。	施設引渡から開館までの期間の一般者の立ち入り制限対策は、PFI事業者が実施するものと考えております。
15	資料Ⅱ業務要求水準書	98	V.6.(4)⑧	歴史資料の燻蒸	別添資料29「移転対象資料の容積」に示す資料のうち、市側が燻蒸対象に選定した資料を燻蒸することとありますが、対象数量を具体的にお示しいただくか、燻蒸の具体的な回数をお示しください。	別添資料29「移転対象資料の容積」に示した移転対象資料全てが初回に実施する燻蒸対象となります。以降の実施回数は要求水準書P.177～178に記載のとおり、専門業者に委託して年4回程度を目安に実施願います。
16	資料Ⅱ業務要求水準書	117	VI.4.(5)②	建物内部の清掃	建物内部について、事業者の立ち入ることができない場所、立ち入るための条件がある場所があればご教示ください。	ミュージアム関連の諸室は、ミュージアム・建物維持管理・清掃・警備などを担当する事業者職員のみとして下さい。
17	資料Ⅱ業務要求水準書	118	VI.4.(5)②(ア)	建物内部の清掃	IPM専門員は、収蔵庫の清掃について、市学芸員に助言を行うこととありますが、収蔵庫は、市学芸員が清掃を行うと理解してよろしいでしょうか。	日常の簡易的な清掃については、市職員、資料の取り扱いが可能な事業者側のミュージアム担当職員及びIPM専門員が共同して実施して下さい。 また、収蔵庫④については、展示室と同じ扱いとなるため、通常清掃の対象となります。清掃方法については、市と協議の上実施願います。 また、収蔵庫①～④は年1回、業務要求水準書の記載のとおり、専門業者による収蔵庫清掃を実施して下さい。
18	資料Ⅱ業務要求水準書	177	VII.VII-4.4.(1)②	エ 資料の燻蒸・脱炭素処理等	燻蒸業務について現在専門業者から見積を取得しておりますが、本事業で必要なスペックを見込むことが困難であり、過去の委託金額等の実績情報を提供いただくことは可能でしょうか。	初回に実施する歴史資料の燻蒸費用について、業務要求水準書の別添資料（守秘義務対象開示資料）として令和4年9月22日頃代表企業に送付する予定です。 ※別添資料83「歴史資料の燻蒸費用について」を追加し、令和4年9月22日公表済
19	資料Ⅱ業務要求水準書	177	VII.VII-4.4.(1)②	エ 資料の燻蒸・脱炭素処理等	「脱炭素処理」は「脱酸素処理」のことでしょうか。	御理解のとおりです。業務要求水準書の該当箇所を訂正します。 ※業務要求水準書について、令和4年9月22日一部修正し公表済
20	資料Ⅱ業務要求水準書	185	VII.VII-4.4.(3)①	キ 解説の多言語化	展示解説の多言語化は、解説パネル以外に、映像、PCコンテンツ、「ポケット学芸員」等も含まれるのか確認したい。	多言語化は、解説パネル以外にも必要になります。ただし、解説パネル、映像、PCコンテンツは、表現方法によっては全ての言語の表示が難しいことが想定されるため、PFI事業者の提案により、市と協議となります。

No.	資料名	ページ	項目番号	項目名	議題	市からの回答
21	資料Ⅱ業務 要求水準書	189	VII.VII-4.4.(3)①	ナ 館内展示 ガイドガイ ドアプリ	【業務内容】展示替えのあった際は、展示ガイドアプリ「ポケット学芸員」に停滞なく情報を更新することとあるが、建設業務もしくは開館準備業務における「ポケット学芸員」の作成は必要か確認したい。	供用開始時から展示資料の解説に展示ガイドアプリを使用したいため、建設業務もしくは開館準備業務時における「ポケット学芸員」の作成は必要になります。
22	資料Ⅱ業務 要求水準書	189,200	VII.VII-4.4.(3) ①、②	ナ 館内展示 ガイドガイ ドアプリ	ポケット学芸員の音声は日本語のみ準備すればよいでしょうか。	音声ガイドの有無については、展示設計の段階で市とPFI事業者との間で協議したいと考えています。 なお、「はちやく」での運用では、展示室に掲出されている日本語のキャプションと、ポケット学芸員のキャプションを同一としたため、音声ガイドは別の解説を用意し、鑑賞者がより楽しめるようにしました。
23	資料Ⅱ業務 要求水準書	205	VII.VII-4.4.(4)	体験展示室	「織物の体験講座を実施」とありますが、織機は市が保管しているものがあり、支給いただけると考えてよろしいでしょうか。支給可能な場合、台数についてもご教示ください。	織機の体験又は展示用として、1台支給可能です。 なお、常設展示室又は体験展示室で多くの方が同時に体験できるよう、事業者の提案により、新規で織機を配置願います。
24	資料Ⅱ業務 要求水準書	223	VII.VII-5.1.(1)②	事業者提案 余地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①カフェ、ショップ等とは別の施設を整備することを必須事業としているということか。</li> <li>・①カフェ、ショップ等と②事業者提案余地を合わせた面積が300㎡ということか。</li> <li>・公園においても事業者提案余地は必須事業か。</li> <li>・公園での使用面積の制限はないか。</li> <li>・施設内及び公園での事業者提案余地は常設が必須か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・VII-5.1.(1)②の事業者提案余地については、①カフェ、ショップ等とは別の施設整備であり、必須事業の附帯事業としています。</li> <li>・②事業者提案余地の面積については、カフェ、ショップ等については、各室諸元表の記載のとおり、交流エリアの面積に含み適宜設けることとしています。事業者提案余地については、各室諸元表上では職員エリアの末尾に記載していますが、場所を指定せず300㎡の規模を想定しています。</li> <li>・公園における事業者提案余地は任意事業により整備することを考えており、意図を明確化する観点から業務要求水準書及び優先交渉権者決定基準の記載について修正し、令和4年9月22日頃公表する予定です。</li> <li>・公園での事業者提案余地における面積の要求水準はありませんが、都市公園法の規定を超えない範囲としてください。</li> <li>・公園における事業者提案は、常設または季節による限定のどちらも可としますが、設置管理許可制度を利用した提案を期待しています。</li> </ul>

No.	資料名	ページ	項目番号	項目名	議題	市からの回答
25	資料Ⅱ 業務要求水準書	ー	VII.	各会議体について	運営段階で求められている各会議体（図書館会議体、連絡調整会議、博物館協議会、ボランティア定例会等）の内容、参加者等をご教示ください。	<p>現時点で想定している各会議体の内容、参加者等については以下のとおりです。</p> <p>《設計・建設協議会》 設計・建設協議会については、現時点で開催頻度は未定であり、PFI事業者と市と協議の上、決定します。合わせて、市の求め等必要に応じ臨時会を開催いたします。</p> <p>《図書館会議体》 図書館会議体については、市から出席を求めるものとして①市内図書館間での実務者連絡会議、②本市の計画策定や実施報告等に関連する審議会への出席などが想定されます。</p> <p>《博物館協議会》 博物館協議会は、八王子市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、次の事項について調査協議し、教育委員会に意見を述べるものです。年3回開催します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 八王子市こども科学館及び八王子市郷土資料館の管理運営に関すること。</li> <li>2 博物館その他これに類する施設の事業の振興に関すること。</li> </ol> <p>委員定員10名のうち、学識経験者6名、市民公募4名、その他、事務局約10名</p> <p>《ボランティア定例会の内容、参加者》 桑都日本遺産センター 八王子博物館等の利用者サービスを向上させると共に、市民に開かれた博物館及び施設として市民参加を促し、市民と共に歴史的遺産を資源としたまちづくりを行うものです。毎月開催します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 郷土資料館の予定確認（企画展、イベントの開催、館内整理日等）</li> <li>2 団体見学の対応</li> <li>3 ボランティアの自主活動報告</li> </ol> <p>ボランティア21名のうち、定例会参加者数は約10名、その他、事務局約2名</p>
26	資料Ⅲ 提案記載要領・様式集	10	2.(2)(1)①	事業全体工程	事業全体工程も6-A-1の様式に記載とのことですが、本様式はA3で3枚の指定の中、記載すべき項目が多く設定されています。紙面構成上、事業全体工程の詳細まを記載することが難しい状況です。詳細の記載は不要の理解でよろしいでしょうか。または別紙として詳細の事業全体工程を記載可能でしょうか。	<p>詳細工程については市とPFI事業者との間で確認を行うことを想定しています。</p> <p>提案時には全体工程の詳細な記載は求めませんので、A3判の3枚の中でレイアウトしていただき、別紙の追加は認めません。</p>

No.	資料名	ページ	項目番号	項目名	議題	市からの回答
27	資料Ⅲ提案 記載要領・ 様式集	10	2.(2)(1)① 事業の取 組み基本 方針	各提出書類 の記載要領	様式6-A-1の主たる記載内容について、「体験を通じた販わい創出に関する取組方針」という項目が表にはありませんが、50ページの様式にはその記載があります。審査項目より表が正しいという理解で良いでしょうか。	資料Ⅲ 提案記載要領・様式集の様式6-A-1に記載されている「・体験を通じた販わい創出に関する取組方針」の記載を削除します。あわせて、「・学びと交流に関する取組方針」を「・体験型の学びとつながりを生み出す交流に関する取組方針」と修正するとともに、同資料のⅡ.2.(2)(1)①の部分についても同様の修正を行い、令和4年9月22日頃に公表することとします。  ※提案記載要領・様式集、優先交渉権者決定基準について、一部修正し、令和4年9月22日公表済
28	資料Ⅲ様式 集(excel)		様式6-B別添①		損益計算書の売上のサービス対価A～Dに消費税及び地方消費税額の欄がありますが、損益計算書は税抜で作成するものですので、売上が税込の場合、費用も税込にしたとしても正確な損益計算書になりません。よって、損益計算書は税抜での作成とし、消費税及び地方消費税額の欄は削除頂くか、損益計算書以外の場所に当該項目の記載場所を設けて頂けないでしょうか。	御意見も踏まえ、様式6-B-1別添①～④について、一部修正し、令和4年9月22日頃に公表する予定です。  ※様式6-B-1別添①～④について、一部修正し、令和4年9月22日公表済
29	資料Ⅲ様式 集(excel)		様式6-D-14、 - 15		提案書様式D-6-14/15について、要求水準書・諸元表の更新(08.19/25)に伴い、様式の記載内容についても更新されるのでしょうか。また更新時期はいつ頃の予定でしょうか。	様式6-D-14及び6-D-15について、一部修正し、令和4年9月22日頃に公表する予定です。  ※様式6-B-1別添①～④について、一部修正し、令和4年9月22日公表済
30	資料Ⅲ様式 集(excel)		6-F-4別添①	長期修繕計 画	様式6-F-4別添①に記載する、事業期間終了後に行うことが想定される長期修繕計画は、建築物および建築設備のみの計画修繕を記載すればよろしいでしょうか。什器・備品は必要ないとの認識でよろしいでしょうか。	什器・備品については、劣化や故障があり、運営上支障となるような機能低下や事故を起こす可能性があるもの及び金額が大きいものを想定し、計画修繕に記載して下さい。
31	資料Ⅳサー ビス対価の 算定及び支 払方法	1	2	サービス対 価の支払方 法(サービ ス対価B)	サービス対価Bの支払について、仮に令和8年9月開館の場合、令和8年第2四半期分を第1回目として合計60回元利均等で支払われる理解で宜しいでしょうか。または初回支払いまでの期間が長くなるため割賦金利は増加しますが、令和8年第3四半期分が第1回目となりますでしょうか。	仮に令和8年9月開館の場合、令和8年第2四半期分を第1回目として合計60回元利均等で支払うことを想定し、請求日から30日以内の任意の日に支払うことを想定しています。

No.	資料名	ページ	項目番号	項目名	議題	市からの回答
32	資料IVサービス対価の算定及び支払方法	3	3.(1)	サービス対価の支払方法（サービス対価C）	サービス対価Cについて、SPC 設立費や金融費用、建中金利、備品など複数回発生しない費用や不均等の費用も含まれていることから、四半期毎に異なる金額の提案でも良いとの理解で宜しいでしょうか。	サービス対価Cについて、年度内（第1四半期から第4四半期）はすべて一律の支払額とします。 あわせて、募集要項等に関する質問に対する回答No.615もご参照下さい。
33	資料IVサービス対価の算定及び支払方法	3	3.(1)	サービス対価の支払方法（サービス対価D）	サービス対価Dの支払いについて、仮に令和8年9月開館の場合、第1回目の支払いは令和8年第2四半期分（令和8年9月分）となる理解で宜しいでしょうか。それとも令和8年第3四半期分を1回目として合計60回支払われるのでしょうか。	仮に令和8年9月開館の場合、令和8年第2四半期分を第1回目として合計60回支払うことを想定し、請求日から30日以内の任意の日に支払うことを想定しています。
34	資料IVサービス対価の算定及び支払方法	3	3	サービス対価の支払い方法	開業準備業務の対価は、7月25日付の修正版募集要項II.1.(7).⑥.ア.(イ)により、「事業契約締結後、開業準備業務期間終了までの間、各年度において四半期ごとに支払う」ことになりましたが、各四半期の支払対象額は、当該期間全体の提案額を当該期間全体で均等にした費用が支払われるのではなく、当該期間内における事業者の提案（支出計画）に基づき四半期毎に支払われる（請求できる）との理解でよろしいでしょうか。	サービス対価Cの支払は、サービス対価Dと同様に、各年度単位の支払額は事業者提案に委ねますが、同一年度内における支払金額は平準化して支払います。
35	資料IVサービス対価の算定及び支払方法	5	5.(2)	物価変動に伴う建設業務の対価の改定	第1回の対話にて、建設業務の対価の改定に関する確認として、建設工事費デフレーターを用いた改定方法を例示させていただいたのですが、貴市におけるその後の検討状況はいかがでしょうか。 現在調整中でしたら、いつ頃検討結果をご公表いただける見込みか、ご教示ください。	スライド条項については、全体スライドのみを適用することとします。指標は、建設工事デフレーター（非木造、非住宅及び公園）とし、指標の比較日は提案書提出日、請求条件は1.5%を超える指標変動があった場合とします。また再請求可能日は契約締結から（再請求の場合は、「前回の建設業務の対価の改定日から」）12カ月を経過した後とし、残工事期間が2カ月以上ある場合とする予定です。 サービス対価の算定及び支払方法について、一部修正し、令和4年9月22日頃に公表する予定です。  ※サービス対価の算定及び支払方法について、一部修正し、令和4年9月22日公表済

No.	資料名	ページ	項目番号	項目名	議題	市からの回答
36	資料V優先交渉権者決定基準	10	別表 加点審査の審査項目及び配点	(6)⑤長期修繕計画	評価のポイントに、「事業期間中に計画の変更があった場合であっても、類似の実績で有用であった事例を踏まえ、…」とありますが、市が想定されている事業期間中の計画の変更についてご教示ください。	劣化等により、当初想定していた修繕期間より早くなるものや技術革新または社会情勢等により修繕期間に変更が生じるもの等を想定しています。
37	資料V優先交渉権者決定基準	10	別表 加点審査の審査項目及び配点	(6)⑤長期修繕計画	評価のポイントに、「市が本事業以外で発注する他の工事等との間で効果的で円滑な調整や連携を行うにあたり…」とありますが、市が本事業以外で発注する他の工事等について具体的に想定されている工事等がありますか。	現時点ではありません。
38	資料V優先交渉権者決定基準	12	別表 加点審査の審査項目及び配点	(7)⑩附帯事業	末尾「必須事業（附帯事業）約300㎡の・・・」について、事業者提案余地の提案内容のことを指しているのか、カフェ、ショップ等も含んだことを指しているのか。	資料V 優先交渉権者決定基準 別表 加点審査の審査項目及び配点(7)⑩ 「・必須事業（附帯事業）約300㎡の面積において、施設の魅力を向上させ、施設の整備コンセプトに沿った提案がなされているか。」は、事業者提案余地についての記載であり、カフェ、ショップ等は含んでいません。 なお、質問No.3に関連し公園における事業者提案余地の要求水準を修正することにより、優先交渉権者決定基準 別表 加点審査の審査項目及び配点の「(4)③諸室計画」、「(7)⑩附帯事業」及び「(8)①任意事業」を修正し、令和4年9月22日頃に公表する予定です。  ※優先交渉権者決定基準、業務要求水準書、記載要領・様式集について一部修正し、令和4年9月22日公表済
39	別添資料01 各室諸元表	4	事務室（作業室、ワークスペース含）	①特徴・役割・使い方	事務所に市職員とPFI事業者をあわせて計18名が常駐する想定なのでしょうか。その場合、学芸執務室はどのような使用を想定しているのでしょうか。 現在、フリーアドレス等の考え方も踏まえ、実際の人数よりも少ない執務スペース人数を提案してもよいのでしょうか。	事務室に市職員18名程度が常駐する想定です。 学芸執務室は、学芸員が調査・研究する際に使用することを想定しています。 席数については市でも一部フリーアドレスを採用していることもあり、基本的にはPFI事業者から御提案いただきたいと思います。なお、人数は「18名程度」であり、今後増減する可能性があることをお含み置き下さい。
40	別添資料01 各室諸元表	6	収蔵庫① 収蔵庫②	①特徴・役割・使い方	収蔵庫①②に国宝・重要文化財を保存管理と記載がありますが、各室諸元表を正として温湿度管理の条件は収蔵庫①と②で異なる計画してよろしいでしょうか。	国宝及び重要文化財資料の「材質」に適した保存環境を用意するため、各室諸元表のとおり、温湿度条件が異なる収蔵庫①及び②の整備を計画してください。

No.	資料名	ページ	項目番号	項目名	議題	市からの回答
41	別添資料01 各室諸元表 (令和4年8 月24日一部 修正)	9	常設展示室① (通史ゾーン)	①特徴・役 割・使い方	戦前の八王子の農家、高度経済成長期の八王子の公団住宅の一部を再現とありますが、これらの再現空間における家具・家電・道具などについて、市が保管している現物資料を支給いただけるものはありませんでしょうか。	<p>什器・備品リストに掲載したものを除き、環境再現展示に必要な現物資料は一通り市側で収蔵しているため、支給します。また、戦前の八王子の農家の再現で本市が支給する大物資料は、かまどを予定しています。</p> <p>※常設展示室①の各展示物のスペース確保及びPFI事業者提案の自由度を向上するため、各室諸元表及び什器備品リストから、常設展示室①に記載していた環境再現展示のうち、「竪穴式住居」、「高度経済成長期の八王子の公団住宅」の展示を削除し、令和4年9月22日に修正版を公表済</p>
42	別添資料01 各室諸元表 (令和4年8 月24日一部 修正)	10	体験展示室機能 (付属倉庫共)	②近接・隣 接条件	体験展示室とキッズスペースは隣接が望ましいとなっておりますが、想定されている利用方法や意図があれば、お聞かせ願いたい。	体験展示室とキッズスペースは隣接させ、イベント内容により可動間仕切りを移動することで、スペースの自由度を高めたいと考えています。
43	別添資料01 各室諸元表	10	体験展示室機能	④設備・環 境	蛇口18個とあるが、かなりスペースをとってしまうため、数を調整してもよいか確認したい。	<p>1テーブルに蛇口1～2つの設置を想定し、体験展示室での蛇口設置数を10個程度と想定しています。蛇口の数や流しの配置について、PFI事業者の提案により、市と協議とします。</p> <p>※別添資料01「各室諸元表」について、一部修正し、令和4年9月22日公表済</p>
44	別添資料05 什器備品リ スト	2	共用・事務エリ ア	来館者ゾー ン	事務室（作業室、ワークスペース含）の事務用デスクについては市職員として18台必要と考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
45	別添資料06 施設の利用 料・使用 料・入館料 等の考え方 について	1	1	事業者の収 入	業務要求水準書p.27「パンフレット作成」に、「広告等を活用し、コストの圧縮を図るとともに、地元企業とのコミュニケーションを図ること」とありますが、資料6「1. 事業者の収入」に広告収入の記載がありません。要求水準で想定されている広告収入は、資料6「1. 事業者の収入」(1)～(11)のいずれに該当するのでしょうか。	<p>広告収入については別添資料6に記載されておりましたが、別添資料6「1. 事業者の収入」(1)～(11)は、必ずしもこれらの収入に限定するものではありません。</p> <p>この広告収入に限らず、事業者の創意工夫によって収入を生み出していただくことを期待します。なお、この収入については、利益の還元対象となります。</p>

No.	資料名	ページ	項目番号	項目名	議題	市からの回答
46	別添資料06 施設の利用 料・使用 料・入館料 等の考え方 について	10	3	収納事務を 委託する収 入	収納事務委託を毎年度締結するとありますが、見込金額をお教えいただけないでしょうか。	収納事務委託契約のうち、物品売払代金については、その販売手数料として、販売取扱1部につき販売に係る費用の実費分を支払う契約とすることを想定しています。販売手数料の販売取扱1部あたりの額については今後決定するためお示しできません。 使用料については、収納事務に関する業務はサービス対価に含まれていますので、別途支払う金額は発生しません。 あわせて、募集要項等に関する質問に対する回答No.110もご参照下さい。
47	別添資料62 郷土資料館 資料の燻蒸 及び防除設 備に対する 考え方につ いて	1	1	燻蒸作業の 実施につい て	燻蒸の仕様について、テントの規模は事業者側の提案によるとありますが、テント規模に応じて年間の燻蒸回数も提案に委ねられると理解してよいでしょうか。	テントの規模は別添資料62を目安とし、事業者の提案に委ねます。 なお、燻蒸は業務要求水準書P.177～178に記載のとおり、専門業者に委託して年4回を目安に実施願います。
48	別添資料70 郷土資料館 展示収蔵資 料に対する 動産総合保 険 資料リ スト	—	—	追加展示に ついて	動産総合保険の見積もりに必要なため、追加展示となった「ナウマンゾウ、ハチオウジゾウ」の当該リストへの追記をお願い致します。	業務要求水準書 別添資料70のリストにナウマンゾウ、ハチオウジゾウを追記します。
49	募集要項等 に対する質 問への回答	33	No.291	展示準備業 務	市の想定来館者数として提示いただいた初年度ベースの想定に対して、平年ベースはどのようにお考えでしょうか。	募集要項等に関する質問に対する回答No.291は、初年度に開催される各展示会の展示来館者数について、通年期より多いことが想定されるものの、その数は見込めないため、「通年期」の会期日数と来館者数を想定した回答となっています。
50	募集要項等 に関する質 問への回答 (守秘義務対 象開示資料 に関するも の)	1	No.287	事務所およ び収蔵品な どの移転業 務	追加開示いただいた資料及び質疑回答では、美術梱包が必要となる具体的な資料が読み取れず、移転費用を積算することが困難です。事業者が見込むべき金額をご提示ください。 合わせて、収蔵資料以外の事務所備品・什器・消耗品・有償頒布物、蔵書、個人情報書等の具体的なボリュームもご提供ください。	守秘義務対象開示資料No.29を更新し、令和4年9月22日頃に代表企業に送付します。  ※別添資料29「移転対象資料の容積」について、一部修正し、令和4年9月22日公表済